

老高発0111第1号
令和6年1月11日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところであるが、今般、令和6年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いする。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和5年4月7日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであるが、その結果は別紙1のとおりである。

については、「実施する見込み」と回答された自治体におかれては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答された自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について、消費税率5%から8%引

上げ分のみ実施（８％から１０％は未実施）、消費税率８％から１０％引上げ分のみ実施（５％から８％は未実施）と回答された自治体も一定数あることから、このような自治体におかれては、支弁額等の更なる改定について、早急にご対応いただくことをお願いする。

２ 養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

（１） 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について

昨年 11 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11 月 29 日に成立した令和 5 年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 2 % 程度（月額平均 6,000 円相当）引き上げるための措置を行うこととしている。（対象期間：令和 6 年 2 月～5 月の賃金引上げ分）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に処遇改善を図ることが必要であるため、各地方自治体において老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いする。

また、介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、各地方自治体の判断で令和 6 年 2 月より支弁額等の改定を行う、または 4 ヶ月分に相当する支弁額等の改定を令和 6 年度中に行うことも可能である。

（２） 令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応について

令和 6 年度介護報酬改定については、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、今般、改定率については、予算編成過程において別紙 2 のとおりとなったところである。

サービス種別毎の単位数の改定については今後検討していくこととしているが、老人保護措置費に係る支弁額等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう、支弁額等の改定をお願いする。

特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応をお願いする。

また、基準費用額についても増額となり、基準費用額（居住費）を 1 日あたり 60 円引き上げること（施行時期：令和 6 年 8 月）としていることから、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費についても改定をお願いする。

3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いします。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握を行い、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いします。

4 その他

なお、上記で依頼している補正予算や介護報酬改定に伴い必要となる経費については、令和6年度の地方交付税で措置することとされている。

養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、これまでも養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じているところである。

また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されているので、各地方自治体においては福祉部（局）のみならず、財政部（局）にも共有をお願いします。

別紙 1

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

養護老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	569 市町村（75.8%）	256 市町村（36.0%）
支弁額等の改定を実施する見込み	30 市町村（4.0%）	348 市町村（48.9%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	54 市町村（7.2%）	60 市町村（8.4%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	75 市町村（10.0%）	39 市町村（5.5%）
未回答	23 市町村（3.1%）	8 市町村（1.1%）

軽費老人ホーム

	令和5年度調査	参考：令和4年度調査
支弁額等の改定実施済み	123 自治体（96.1%）	64 自治体（50.0%）
支弁額等の改定を実施する見込み	0 自治体（0.0%）	60 自治体（46.9%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 自治体（1.6%）	1 自治体（0.8%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 自治体（1.6%）	3 自治体（2.3%）
未回答	1 自治体（0.8%）	—

2 消費税率の引上げに伴う改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	589 市町村 (78.4%)	116 自治体 (90.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	18 市町村 (2.4%)	1 自治体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	21 市町村 (2.8%)	3 自治体 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	92 市町村 (12.3%)	7 自治体 (5.5%)
未回答	31 市町村 (4.1%)	1 自治体 (0.8%)

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
消費税率 5 → 8 % 引上げ分のみ実施 (8 → 10% は未実施)	15 市町村 (2.5%)	1 自治体 (0.9%)
消費税率 8 → 10% 引上げ分のみ実施 (5 → 8 % は未実施)	191 市町村 (32.4%)	53 自治体 (45.7%)
消費税率 5 → 10% (5 → 8 → 10%) 引上げ分を実施	379 市町村 (64.3%)	61 自治体 (52.6%)
未回答	4 市町村 (0.7%)	1 自治体 (0.9%)

別紙 2

介護報酬改定について

12 月 20 日の予算大臣折衝を踏まえ、令和 6 年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +1. 5 9 %

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0. 9 8 % (令和 6 年 6 月施行)

その他の改定率 (※) +0. 6 1 %

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0. 4 5 %相当の改定が見込まれ、合計すると+2. 0 4 %相当の改定となる。